

一般廃棄物処理施設の維持管理状況の情報の公表

設置主体名	吾妻東部衛生施設組合
施設名称	吾妻東部衛生センター 可燃ごみ処理施設
設置場所	吾妻郡中之条町大字中之条町 316 番地の 1
施設の種類	焼却施設
施設規模	50t/日 (25t/8h×2炉)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）の規定に基づき、維持管理に関する情報を公表します。

1 廃棄物処理施設の維持管理に関する計画

- ① 施設へのごみ投入は、施設の処理能力を超えないように行う。
- ② 燃焼室にごみを投入する場合には、常時、ごみを均一に混合する。
- ③ 燃焼室へのごみの投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行う。
- ④ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏 800 度以上に保ちごみを焼却する。
- ⑤ 焼却灰の熱しゃく減量が 10% 以下になるように焼却する。
- ⑥ 運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させる。
- ⑦ 運転を停止する場合には、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くす。
- ⑧ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録する。
- ⑨ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏 200 度以下に冷却する。
- ⑩ 集じん器に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録する。
- ⑪ 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去する。
- ⑫ 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が 100ppm 以下となるようにごみを焼却する。
- ⑬ 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録する。
- ⑭ 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が 5ng-TEQ/Nm³ 以下となるようにごみを焼却する。
- ⑮ 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年一回以上、ばい煙量又はばい煙濃度(硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。)を六ヵ月に一回以上測定し、かつ、記録する。
- ⑯ 排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにする。
- ⑰ ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留する。
- ⑱ ばいじんの薬剤処理を行う場合にあっては、ばいじんと薬剤を均一に混合する。
- ⑲ 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備える。

2 廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報

環境省令の該当する号	施設の種類	公表事項
第一号	焼却施設（ガス化改質方式の焼却施設及び電気炉等を用いた焼却施設を除く。）	以下のとおり

イ 処分した一般廃棄物の各月ごとの種類及び数量

(単位：t)

一般廃棄物の種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
可燃ごみ (処理残渣含む)	859.55	857.95	890.62	890.91	999.70	848.74	840.76	840.36	946.80	742.02	760.60	879.71	10,357.72
し尿処理施設 脱水汚泥等	55.09	36.53	71.20	61.61	38.69	29.49	39.38	15.49	56.47	23.58	47.18	53.93	528.64
焼却量合計	914.64	894.48	961.82	952.52	1,038.39	878.23	880.14	855.85	1,003.27	765.60	807.78	933.64	10,886.36

ロ 測定に関する事項（環境省令第四条の五第一項第二号ト、リ、ヲの規定による測定に関する事項）

燃焼室中の燃焼ガスの温度

(単位：℃)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
測定を行った位置		燃焼室	燃焼室	燃焼室	燃焼室	燃焼室	燃焼室	燃焼室	燃焼室	燃焼室	燃焼室	燃焼室	燃焼室
1号炉	測定結果の得られた年月日	4/30	5/31	6/30	7/31	8/31	9/30	10/30	11/30	12/30	1/29	2/29	3/31
	測定の結果(℃) 【平均値】	893	891	872	867	848	857	868	927	866	870	853	878
2号炉	測定結果の得られた年月日	4/30	5/31	6/30	7/31	8/31	9/30	10/30	11/30	12/30	1/29	2/29	3/31
	測定の結果(℃) 【平均値】	939	928	912	922	885	906	918	898	876	899	897	895

集じん器に流入する燃焼ガスの温度

(単位：℃)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
測定を行った位置		集塵器入口	集塵器入口	集塵器入口	集塵器入口	集塵器入口	集塵器入口	集塵器入口	集塵器入口	集塵器入口	集塵器入口	集塵器入口	集塵器入口
1号炉	測定結果の得られた年月日	4/30	5/31	6/30	7/31	8/31	9/30	10/30	11/30	12/30	1/29	2/29	3/31
	測定の結果(℃) 【平均値】	186	185	185	186	185	186	185	184	185	185	184	185
2号炉	測定結果の得られた年月日	4/30	5/31	6/30	7/31	8/31	9/30	10/30	11/30	12/30	1/29	2/29	3/31
	測定の結果(℃) 【平均値】	185	185	185	186	185	185	186	184	186	186	185	186

煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度

(単位：ppm)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
測定を行った位置		煙道	煙道	煙道	煙道	煙道	煙道	煙道	煙道	煙道	煙道	煙道	煙道
1号炉	測定結果の得られた年月日	4/30	5/31	6/30	7/31	8/31	9/30	10/30	11/30	12/30	1/29	2/29	3/31
	測定の結果(ppm) 【平均値】	23	20	24	20	16	15	22	18	21	23	22	27
2号炉	測定結果の得られた年月日	4/30	5/31	6/30	7/31	8/31	9/30	10/30	11/30	12/30	1/29	2/29	3/31
	測定の結果(ppm) 【平均値】	25	23	19	28	22	27	24	27	20	26	18	30

ハ 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去を行った年月日

項 目	除去を行った年月日	
冷却設備にたい積したばいじん	1号炉	平成28年2月21日
	2号炉	平成28年2月3日
排ガス処理設備にたい積したばいじん	1号炉	平成27年6月14日
	2号炉	平成27年6月14日

ニ 煙突から排出される排ガス中の測定に関する事項（環境省令第四条の五第一項第二号カの規定による測定に関する事項）

項 目		測定に係る 排ガスを採 取した位置	測定に係る排ガスを 採取した年月日	測定の結果の得ら れた年月日	測定の結果		
					1号炉	2号炉	
ダイオキシン類の濃度 (ng-TEQ/m ³ N)	(年1回以上)	煙道	2015/6/19	2015/8/12	0.15	0.094	
ばい煙量 又は ばい煙濃度	硫黄酸化物 (m ³ N/h)	(1回目)	煙道	2015/8/20	2015/9/4	<0.1	<0.1
		(2回目)	煙道	2016/2/5	2016/2/29	0.5	—
				2016/2/18	2016/2/29	—	0.1
	ばいじん (g/m ³ N)	(1回目)	煙道	2015/8/20	2015/9/4	0.010	0.008
		(2回目)	煙道	2016/2/5	2016/2/29	0.002	—
				2016/2/18	2016/2/29	—	0.002
	塩化水素 (mg/m ³ N)	(1回目)	煙道	2015/8/20	2015/9/4	5	52
		(2回目)	煙道	2016/2/5	2016/2/29	98	—
				2016/2/18	2016/2/29	—	12
	窒素酸化物 (ppm)	(1回目)	煙道	2015/8/20	2015/9/4	71	83
		(2回目)	煙道	2016/2/5	2016/2/29	100	—
				2016/2/18	2016/2/29	—	91